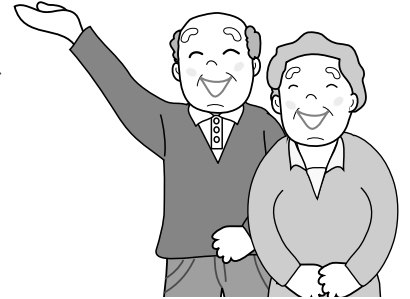


市・県民税の年金からの 引き落としが始まります

平成21年
10月から

65歳以上の公的年金受給者で、市・県民税を納税されているかたが対象です。これまで公的年金を受給していて、市・県民税を納税するかたは、年4回、市役所や金融機関などで納めていただいていたのですが、平成21年10月からは年金を支給する社会保険庁などが、市・県民税を年金から引き落とし、川口市へ直接納入することになります。

対象となるかたへの平成21年度市・県民税納税通知書の発送は、6月中旬となります。



★このように変わります！

- ・金融機関などに出向いての納税手続きが不要になります。
- ・納付書や口座振替による納め方よりも、1回あたりの納税額が少なくなります。

※公的年金に係る税金のみが、年金からの引き落としになります。

※市・県民税の納税方法を変更するものですので、あらたな税負担は生じません。

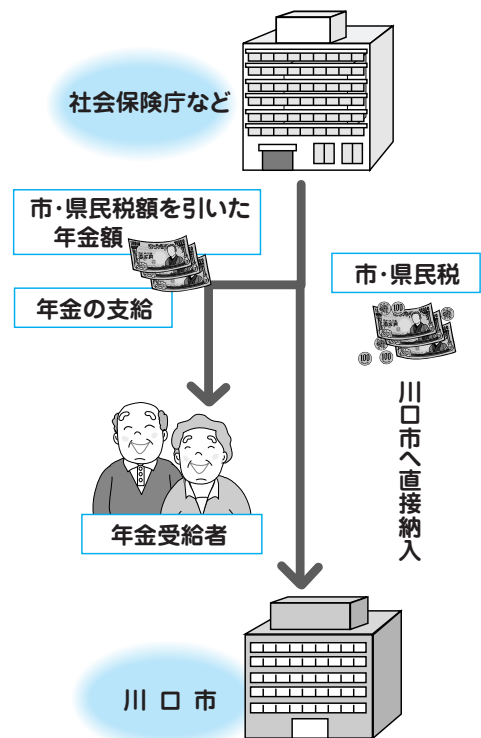
公的年金受給者で、かつ給与所得のあるかたは、平成21年度から年金収入に係る市・県民税の給与からの引き落としができなくなります。

○65歳未満のかたは、今回の変更に伴い、納付書や口座振替による納税となります。

○65歳以上のかたは、6月、8月は納付書や口座振替による納税となり、10月から公的年金からの引き落としとなります。

○なお、公的年金以外の所得については、給与からの引き落としが可能です。

平成21年10月から



(例) 市・県民税の年額が6万円(年金所得のみ)の場合

平成21年度の納め方

月	納付書や 口座振替で納める		年金から引き落とし		
	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1万5千円	1万5千円	1万円	1万円	1万円
算出方法	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

6月と8月は年税額の1/4ずつを納付書や口座振替で納めていただきます。10月・12月・2月は年税額の1/6ずつを引き落とします。

平成22年度以降の納め方

月	年金から引き落とし					
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
算出方法	前年度2月と同じ額			22年度の年税額の残りの1/3ずつ		

4月・6月・8月は、前年度の2月の税額と同額を引き落とします。10月・12月・2月は、年税額から4月・6月・8月の税額を差し引いた残りの税額を引き落とします。

問い合わせ

市民税課 市民税第1～4係

☎259-7636、259-7635、259-7634、259-7245